イベント時点での情報提供を目的としたものであり、内容は今後変わり得る点にご留意ください。

知っておきたい！
SBTおよびGHGプロトコル改定の最新動向

2026年7月22日

Green Value Chain促進ネットワーク 事務局

アジェンダ

1. SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について
2. GHGプロトコル改定の動向について

SBTi	企業が科学的根拠に基づいた温室効果ガス排出削減目標を設定するための基準、ツール、及びガイダンスを策定する国際的な枠組み
GHGプロトコル	温室効果ガス排出量を算定するための国際的な基準

アジェンダ

1. **SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について**
2. GHGプロトコル改定の動向について

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

2026年6月11日、SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0が公表されました。



位置づけ

- **短期・長期目標の統合：**別建てだった短期目標基準とネットゼロ基準を一つの基準に統合。短期目標（5年毎）から2050年ネットゼロまでを一貫した枠組で規定。
- **中小企業版の統合：**独立した中小企業向けルートを廃止。規模・所在国の所得水準で「**カテゴリA（大企業・先進国の中堅企業等）／B（小規模企業等）**」に区分し、カテゴリBはScope 3目標・移行計画開示・第三者保証の取得等を任意とする。

移行スケジュール

公表
2026/6/11
V2.0の公開
→
発効
2027/2/1
V2.0での検証受付開始
→
移行期間
～2028/1/31
V1.3.1での目標提出も併用可
→
完全移行
2028/2/1～
全ての新規提出はV2.0適用必須

※ 既存の短期目標は、目標期間の満了または必須の5年レビュー時期のいずれか早い方まで有効。

（出典）SBTi CNZS V2.0（2026年6月）等をもとに作成

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0によって、これまでと大きく変わる主要な点をご紹介します。

①目標に対する進捗評価

②Scope 1,2目標の分離

③Scope 3目標の必須化

④目標実施ヒエラルキーと
マーケット手法

⑤継続的排出への責任

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

従来は目標の認定がメインだったが、新基準では目標サイクルの終了時に達成度を評価する新しいプロセスが導入された。

（）内は条文番号

①
目標に対する進捗評価

カテゴリA　カテゴリB

特記部分はカテゴリAのみ

これまで（V1.3.1）

- 有効な目標を少なくとも5年ごとにレビューし、最新基準に適合させる（C32）
- 排出量・進捗を毎年公表（C30）。ただし達成度を検証する「サイクル終了評価」の仕組みはない
- 基準年・目標年の排出量データに第三者保証を求める規定はない

→

V2.0（新基準）

- 「最善の努力」（自社が管理・影響できる手段を尽くすこと）を基本に、進捗を継続的に評価（C36・C37）
- **進捗・施策・障壁を毎年報告**（C36）、**サイクル終了時に達成度を評価する新プロセスを導入**（C37）
- **【カテゴリAのみ】基準年データおよび進捗（目標年）データの第三者保証（限定的保証以上）を新たに要求**（C7・C37.7）
- 目標を下回った場合、次サイクルでより急な削減と行動の加速を要求（Executive Summary A.8）

（出典）SBTi CNZS V1.3.1（2026年4月）／ CNZS V2.0 本文・Executive Summary　Main Changes（2026年6月）をもとに作成。
条文番号は、『これまで（V1.3.1）』欄はV1.3.1、『V2.0（新基準）』欄はV2.0本文の付番による。

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

Scope1と2それぞれ分離した目標が必須に。Scope1には新たな目標設定手法、Scope2は新たな要件が加わった。

（）内は条文番号

② **Scope 1,2 目標の分離**

カテゴリA　カテゴリB

特記部分はカテゴリAのみ

これまで（V1.3.1）

- Scope 1と2をまとめた「統合目標（1+2）」を許容（C26）
- Scope 2はロケーション／マーケット基準を選択でき（C9）、再エネ調達目標（2025年80%→2030年100%）を排出削減目標の代わりに設定可能（C27）

→

V2.0（新基準）

- **Scope 1・Scope 2を分離し、それぞれ排出量の100%をカバー**（C9.1・C10.1・C12.1）
- **Scope 1の目標設定手段に「資産移行」（長期使用資産を持つ業種向け。資産脱炭素化計画に沿ってGHG排出資産を削減・退役・廃止）を追加**（C10.2）
- Scope 2目標は、排出量（絶対量削減）ベースまたは低炭素電力（LCE）整合目標で設定（C12.2）
- 【カテゴリAのみ】電力消費見通しを検証時に提出。需要が年20%超で増加見込みならScope 2排出目標が必須（C12.3・C12.4）
- **電力は消費と同一の「供給可能地域」での地理的マッチング※が原則**（相互接続された活動プール間の物理的送電可能性＋送電権の立証、または広域同期グリッド内のPPAによる需要集約は例外）（C30）
- マーケット手法（PPA・電力証書等）は稼働またはリパワリングから15年以内の低炭素電源に限定（C31）
- 【カテゴリAのみ】電力消費量が大きい活動プール（年10GWh以上）は時間単位マッチング比率の報告が義務

※ 地理的マッチング：使った電気とその電気の環境価値を主張するための証書等を、物理的に届き得る地理的範囲の中で対応づけることを求める考え方

（出典）SBTi CNZS V1.3.1（2026年4月）／ CNZS V2.0 本文・Executive Summary　Main Changes（2026年6月）をもとに作成。
条文番号は、『これまで（V1.3.1）』欄はV1.3.1、『V2.0（新基準）』欄はV2.0本文の付番による。

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

カテゴリA企業ではScope 3目標設定が必須となり、Scope 3の5%以上を占める全カテゴリが対象。目標設定は3手法から選択可能。

（）内は条文番号



これまで（V1.3.1）

- Scope 3が総排出量の40%以上の場合、目標設定が必須。短期目標は全体の67%以上をカバー（C4・C6）
- 手法は総量削減／原単位目標（経済的・物理的、前年比7%削減）／サプライヤー・顧客エンゲージメント目標から選択（Near-Term Criteria・附属書B）

→

V2.0（新基準）

- **カテゴリA企業に必須化。Scope 3の5%以上を占める全カテゴリが対象**（影響の小さい特定の活動・カテゴリは条件付きで除外可）（C14）
- **目標設定は3手法から選択**（C15）：
 - ① 総量削減
 - ② サプライヤー・顧客アラインメント目標※
 - ③ カテゴリ・活動別目標（低炭素・ネットゼロ整合の調達・製品の割合を高めるアラインメント目標※など）

※ アラインメント目標：企業の活動・購買・売上のうち、科学に基づくパフォーマンスベンチマークを満たす割合を段階的に高めていく目標設定の仕方。

（出典）SBTi CNZS V1.3.1（2026年4月）／ CNZS V2.0 本文・Executive Summary Main Changes（2026年6月）をもとに作成。
条文番号は、『これまで（V1.3.1）』欄はV1.3.1、『V2.0（新基準）』欄はV2.0本文の付番による。

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

まず自社の直接的な行動、次に活動プール、その次にセクター単位、という優先順位で取り組みが求められる。

（）内は条文番号

④
目標実施ヒエラルキーとマーケット手法

カテゴリA　カテゴリB

特記部分はカテゴリAのみ

これまで（V1.3.1）

- Scope 3ではマーケットベースを認めない（実排出の削減が原則）（附属書A）
- 実施の優先順位を定めた「実施ヒエラルキー」に相当する枠組みはない

→

V2.0（新基準）

- **「実施ヒエラルキー」（削減策を ①直接的アクション（活動レベル） → ②活動プール※でのアクション → ③セクターレベルのアクション の順で優先）を新設**（C21）
- **Chain-of-Custodyモデル（例：マスバランス／ブック&クレーム）等のマーケット手法を条件付で許容**（C25･C27･C28）
- 主張は成果で区別：**GHGインベントリに反映される削減のみ「排出削減」と主張可**。活動プール／セクターの貢献は「システム貢献」の主張に限られる（C37.10）
- 【カテゴリAのみ】証書等の使用・プロジェクト・適格性・取引に関する要件は第三者保証の対象（C28.2）

※ 活動プール：報告主体にサービスを提供する、活動の共有システム。どの活動が自社向けに使われたのかを個別に切り分けられなくなる、最小のシステム境界で定義される。例：ガスグリッド（Scope 1）、電力グリッド（Scope 2）、サプライ・シェッド／物流ネットワーク（Scope 3）

（出典）SBTi CNZS V1.3.1（2026年4月）／ CNZS V2.0 本文･Executive Summary　Main Changes（2026年6月）をもとに作成。
条文番号は、『これまで（V1.3.1）』欄はV1.3.1、『V2.0（新基準）』欄はV2.0本文の付番による。

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

目標とは別枠で、「継続的排出責任（OER）」という枠組みが導入。貢献の度合いに応じてステータスが認定される。

（）内は条文番号

⑤ 継続的排出への責任

カテゴリA　カテゴリB

特記部分はカテゴリAのみ

これまで（V1.3.1）

- バリューチェーンを超えた緩和（BVCM）を推奨（R12）
- 残余排出の中和マイルストーンの開示を推奨（R13）

→

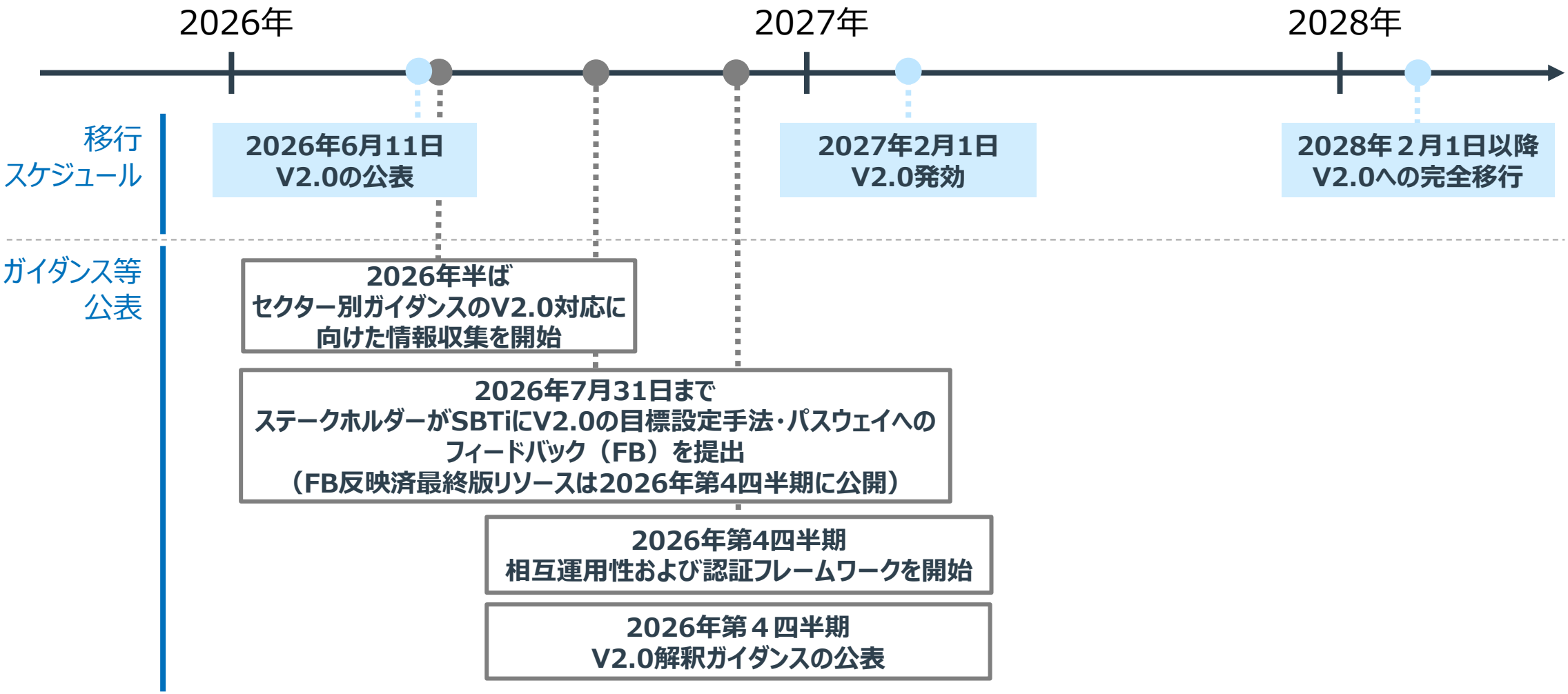
V2.0（新基準）

- **「継続的排出責任（OER）」（目標とは別枠で気候貢献を行う任意の認証枠組み）を導入**（C38）
- **検証済み緩和成果の支援（カーボンクレジット等）または拠出予算により気候貢献を行い、目標期間における排出（継続的排出）のカバー率等に応じてステータスを認定**（Engaged 1%／Advanced 10%／Leadership 100% 等）（C40）
- 【カテゴリAのみ】2035年から少なくとも1%以上の炭素除去の義務化を想定（C45）
- ネットゼロ時は残余排出を中和（大気からCO2を永続的に除去・貯留）（C46）

（出典）SBTi CNZS V1.3.1（2026年4月）／ CNZS V2.0 本文・Executive Summary　Main Changes（2026年6月）をもとに作成。
条文番号は、『これまで（V1.3.1）』欄はV1.3.1、『V2.0（新基準）』欄はV2.0本文の付番による。

SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について

今後、各種追加ガイダンスが公表予定です。



（出典）The Corporate Net-Zero Standard V2.0 Is Here: What Comes Next - Science Based Targets Initiative

アジェンダ

1. SBTi Corporate Net-Zero Standard V2.0の公表について
2. **GHGプロトコル改定の動向について**

GHGプロトコル改定の動向について

各基準ごとの専門部会（Technical Working Group＝TWG）が検討している論点の全体像

01 Corporate Standard

企業のGHG算定の土台となる基準。組織的・運用的境界の設定や算定原則など、全社共通のルールを規定。

主な検討内容

- 自社排出の範囲を画定する「組織的境界」（連結手法）の見直し
- 「運用的境界」でScope 3報告を要求化するか（一律／段階的）
- 検証・保証の要求化と、データ品質・不確実性の扱い
- SBTi・ISSB等の目標設定／開示制度との整合

02 Scope 2

電力・熱等を購入・消費することで生じる間接排出の算定・報告ルール。再エネ調達の反映が主要論点。

主な検討内容

- ロケーションベース／マーケットベース両手法の目的と使い分けの整理
- 再エネ証書（EAC）の品質要件（追加性・時間単位・マーケット境界等）の厳格化
- 時間単位マッチングなど、より精緻なデータ要件の是非

03 Scope 3

調達・輸送・製品使用などバリューチェーン全体の間接排出。多くの企業で総排出量の大半を占める。

主な検討内容

- 算定境界（何を含めるか）とデータ品質・算定手法の高度化
- 15カテゴリ別の算定ルールの明確化・実務適用性の向上
- 目標設定・実績トラッキングと報告／保証との整合

04 Actions & Market Instruments

削減・除去プロジェクトやマーケット手法（証書・クレジット等）の効果を、企業の排出報告でどう扱うかを定める新規基準。

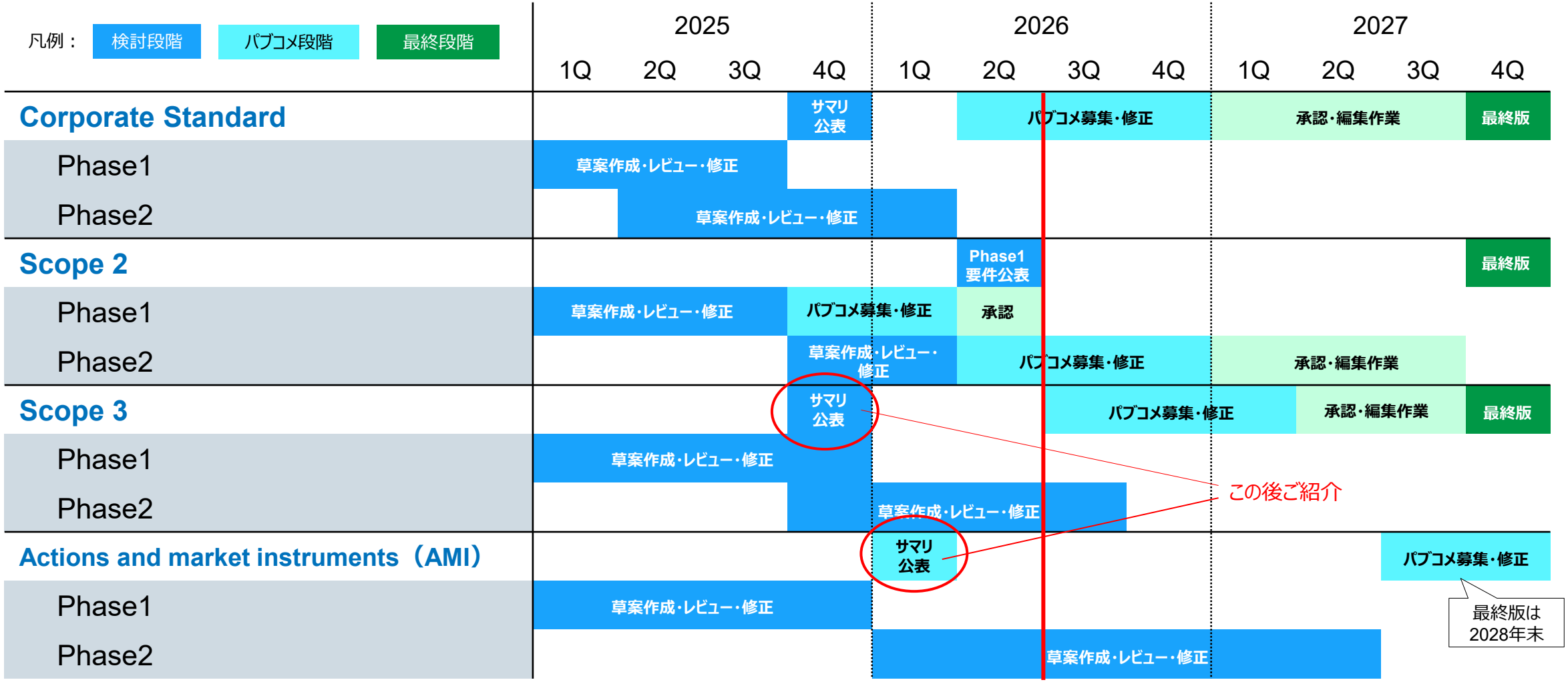
主な検討内容

- 報告書の構造整理＝インベントリ（属性）とアクションの効果（帰結）の分離
- 各手法を報告に算入する際の要件・セーフガード
- 目標設定プログラム・政策立案者への指針

（出典）GHGプロトコル Standard Development Plansを基に作成

GHGプロトコル改定の動向について｜参考（スケジュール）

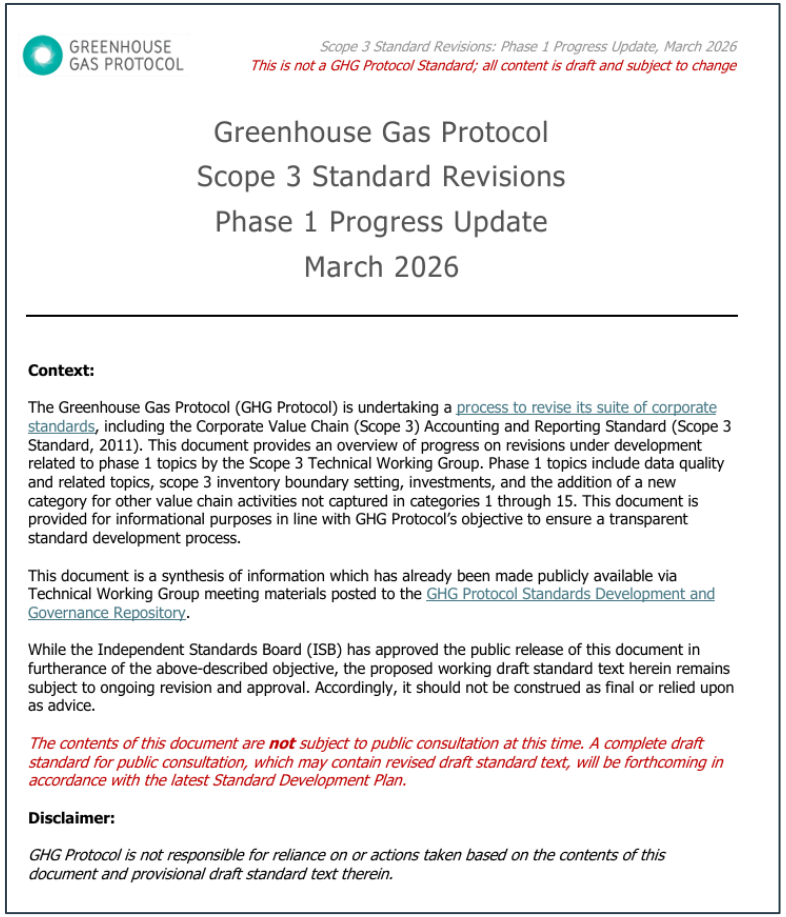
昨年度に意見募集が実施されたScope 2のほか、本年度は新たにCorporate Standard及びScope 3でもパブコメ募集が予定されています。本日は直近公表されたScope3とAMIの議論のサマリの内容をご紹介します。



（出典）GHGプロトコル Standard Development Plansを基に作成。実際のスケジュールは上記と異なる場合がある。

GHGプロトコル改定の動向について

3月末にScope 3 TWG Phase1 に関する議論の進捗をまとめたサマリが公表されました。これまでの議論の内容をまとめたもので、今後のPublic Consultation用のドラフトは別途公表されるとされています。



GREENHOUSE GAS PROTOCOL

Scope 3 Standard Revisions: Phase 1 Progress Update, March 2026
This is not a GHG Protocol Standard; all content is draft and subject to change

Greenhouse Gas Protocol
Scope 3 Standard Revisions
Phase 1 Progress Update
March 2026

Context:

The Greenhouse Gas Protocol (GHG Protocol) is undertaking a process to revise its suite of corporate standards, including the Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (Scope 3 Standard, 2011). This document provides an overview of progress on revisions under development related to phase 1 topics by the Scope 3 Technical Working Group. Phase 1 topics include data quality and related topics, scope 3 inventory boundary setting, investments, and the addition of a new category for other value chain activities not captured in categories 1 through 15. This document is provided for informational purposes in line with GHG Protocol's objective to ensure a transparent standard development process.

This document is a synthesis of information which has already been made publicly available via Technical Working Group meeting materials posted to the GHG Protocol Standards Development and Governance Repository.

While the Independent Standards Board (ISB) has approved the public release of this document in furtherance of the above-described objective, the proposed working draft standard text herein remains subject to ongoing revision and approval. Accordingly, it should not be construed as final or relied upon as advice.

*The contents of this document are **not** subject to public consultation at this time. A complete draft standard for public consultation, which may contain revised draft standard text, will be forthcoming in accordance with the latest Standard Development Plan.*

Disclaimer:

GHG Protocol is not responsible for reliance on or actions taken based on the contents of this document and provisional draft standard text therein.

（出典）Scope 3 Standard Revisions Phase 1 Progress Update

GHGプロトコル改定の動向について

サマリ概要：Scope 3基準改定の論点一覧｜シリーズA：データ品質関連

番号	タイトル	改訂の概要
A1	データタイプ別の排出量内訳	Scope 3排出量をデータタイプ（1次/2次/金額ベース等）別に階層化して開示することを義務化。分類ルールは2案検討中（Annex A）。
A2	検証状況の開示	第三者検証を実施している企業は、カテゴリ別・全体別に「全部検証/一部検証/未検証」の区分開示を義務化。未検証企業の開示義務はなし。
A5	排出原単位の完全性に関する推奨	完全性の高い排出原単位（カットオフ5%以下）の使用を推奨。地域原単位は越境フロー（輸出入）を含めるべきとの明確化。
A6	データ固有性目標とパフォーマンス指標	1次データ比率等の固有性目標の設定、および%1次データ（全体・カテゴリ別・VCパートナー別）等のパフォーマンス指標の使用を推奨。
A7	データ品質改善目標の推奨	年次または中期のデータ品質改善目標の設定を推奨。
A8	企業レベルデータ配分の同質サプライヤーへの限定	サプライヤー企業レベルの排出データ配分は「同質企業（homogeneous）」に限定。「多角化企業（diversified）」への企業レベル配分を禁止。非帰属オーバーヘッドデータの配分は引き続き許容。

（出典）Scope 3 Standard Revisions Phase 1 Progress Update

GHGプロトコル改定の動向について

サマリ概要： Scope 3基準改定の論点一覧｜シリーズB：バウンダリ関連

番号	タイトル	改訂の概要
B1	95%（5%除外閾値）のバウンダリー要件	Scope 3排出の95%以上の算定・報告を義務化。除外は合計5%以内。
B2	除外正当化のための全必須Scope 3の定量化	5%除外の妥当性検証のため、全必須Scope 3を年次で定量化することを義務化。ホットスポット分析等、任意の計算手法使用可。
B3	ホットスポット分析のガイダンス	ホットスポット分析を「高次のGHG定量化」と定義し、除外正当化用途での使用を明示的に許容。業界平均・EEIO・金額ベース等のあらゆる手法を許容。
B4	必須Scope 3排出の除外の開示と正当化	必須Scope 3の除外は開示・正当化を義務化。任意Scope 3の除外は開示義務なし。
B5	De minimis排出の定義と正当化除外	De minimis排出（重要でないと合理的に予想される排出）の概念を導入。5%除外閾値内に統合。
B6	除外開示の表記	「NA」（該当なし）、「X」（全カテゴリ除外）の統一表記を義務化。部分除外はこれらの表記不可。
B7	必須・任意排出の分離報告	必須Scope 3と任意Scope 3の別個報告を義務化。5%閾値の分母を必須排出のみに限定。
B8	除外開示・正当化の事例	Box 6.1のサンプル文言を改訂し、ホットスポット分析の使用、定量化した1%閾値、5%除外枠内での除外等の新要件を反映。
B9	中間製品の下流排出の正当化除外（維持）	中間製品の最終用途が不明で合理的推定ができない場合のカテゴリ9、10、11、12下流排出の除外を維持。「サブセット選択禁止」条項を削除。5%除外枠外。
B10a	完全性・関連性ガイダンスの微修正	5%除外枠内でも関連性のある排出は含めるべきとの推奨を追加。原則を「should」から「are required to follow（shall）」に格上げ。
B10b	関連Scope 3活動特定基準の微修正	Table 6.1の7基準（規模・影響力・委託/内製化・リスク・ステークホルダー・セクターガイダンス・その他）の文言を微修正。基準追加・削除なし。
B10c	影響力を示す行動リスト	報告企業の「影響力」を示す16項目の行動リストを新設。
B10d	関連する任意Scope 3排出の包含	関連性がある場合、任意Scope 3排出（カテゴリ11間接使用段階、カテゴリ15等）を含めるべきとの推奨を追加。任意・必須は分離報告（B7参照）。
B11	カテゴリ16「その他バリューチェーン活動」	ファシリテート活動（第三者活動で企業が所有せず取引収益を得る活動）等のカテゴリ16を新設。ほぼ全てがオプション（燃料・エネルギー流通のみ必須）。ブローカー、予約代理店、物流、保険、引受、広告、ライセンス等を包含。
B12	業界別標準・フレームワーク・法令への参照	業界別標準・セクター別フレームワーク・法令で求められる場合、当該ファシリテート排出の算定・報告を推奨。PCAF等の第三者標準への直接参照への道を開く。

（出典）Scope 3 Standard Revisions Phase 1 Progress Update

GHGプロトコル改定の動向について

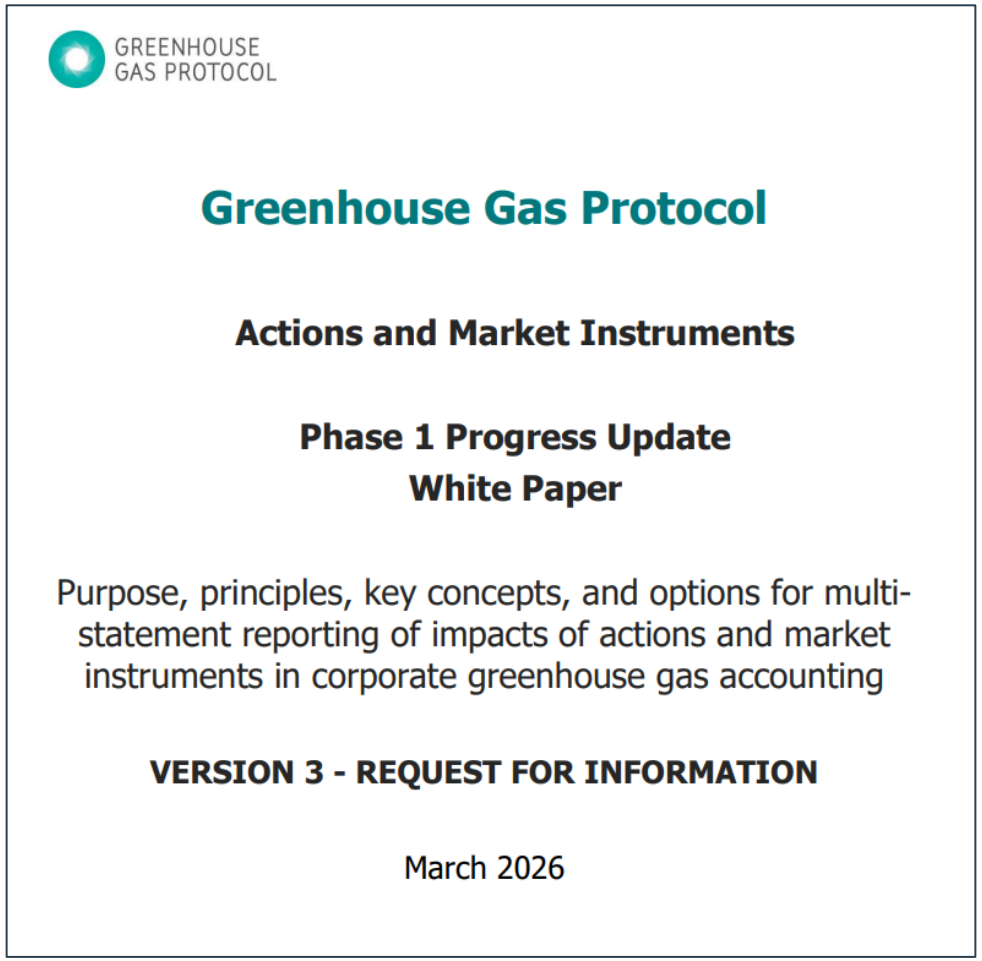
サマリ概要： Scope 3基準改定の論点一覧｜シリーズC：投資関連

番号	タイトル	改訂の概要
C1	カテゴリ15の全社適用と分類	カテゴリ15は全企業（金融・非金融問わず）に適用。裁量権を持つ第三者マネージャー（運用資産AUM）も投資として算定。運用投資と自己資本投資は分離開示。
C2	カテゴリ15に含まれる投資タイプ（金融商品）	カテゴリ15を11サブカテゴリに再構成（15.1-15.11:株式・社債・プロジェクトファイナンス・リテール債務・ソブリン債・MF/ETF・ABS等）。保険・引受・デリバティブ等はカテゴリ16へ移管。多数のPCAF準拠用語を追加。
C3	保険関連活動・引受発行のカテゴリ16への移管	保険（16.1.1）、再保険、保険金支払（16.1.2）、引受発行（16.2）をカテゴリ16に移管。PCAF Part B/Cを参照。任意扱い。
C4	その他金融活動・サービスのカテゴリ16への移管	デリバティブ、ショートポジション、現金預金・現金同等物、アドバイザリー、報酬支払等をカテゴリ16へ移管（投資ではないため）。
C5	カテゴリ15内全投資の必須化	Table 5.9記載の全投資（使途不明社債含む）を算定必須化。保険・引受・その他金融活動はカテゴリ16で任意維持。
C6	投資先のScope 3含む必須バウンダリー	投資先のScope 1・Scope 2・必須Scope 3を必須バウンダリーに。従来の「関連性がある場合（where relevant）」を削除。化石燃料等高排出投資先の隠蔽防止。
C7	カテゴリ15への5%除外閾値の適用	全必須Scope 3共通の5%除外閾値をカテゴリ15にも適用。従来の「関連性がある場合」の曖昧さを排除。
C8	カテゴリ15特有の正当化除外条項	一部金融商品（15.3、15.5、15.7、15.8、15.9、15.10、15.11）は「合理的に推定不能」を理由に5%枠外で除外可能。15.1、15.2、15.4、15.6は5%枠内のみ。
C9	投資の保有簿価%の開示要件	貸借対照表上の全投資・金融資産のうちカテゴリ15で報告した投資の保有簿価%の開示を義務化。財務数値や機密情報の開示は不要。
C10	株式投資の比例計算への負債算入	株式比例計算の分母に「株式+負債（EVIC可）」を算入。PCAF Part A整合、株式保有者と負債保有者の平等責任分担。投資先の負債返済で投資家の排出量が増加する逆効果あり。
C11	第三者業界別会計報告基準への参照	PCAF Part A（ファイナンスド）、Part B（ファシリテート）、Part C（保険関連）への直接参照を明文化。「should」「may」言語で導入。
C12	連結ガイダンス（編集上）	Corporate Standard TWGによる持分法（equity share）廃止提案と整合。財務支配・運営支配アプローチでの連結ガイダンス明確化。PCAFとの整合。
C13	時間境界ガイダンス（編集上）	投資家と投資先で会計年度が異なる場合、一貫性と開示を条件に投資先の会計年度データ使用可。プロジェクトファイナンスは完成年以降の累積予想ライフタイム排出を算定・別建て報告推奨。

（出典）Scope 3 Standard Revisions Phase 1 Progress Update

GHGプロトコル改定の動向について

同じく3月末にAMI TWGにおけるPhase1の進捗をまとめたサマリ（White Paper　Ver.3）が公表されました。
5/31まで情報提供依頼（request for information）が行われました。


GREENHOUSE GAS PROTOCOL

Greenhouse Gas Protocol

Actions and Market Instruments

Phase 1 Progress Update
White Paper

Purpose, principles, key concepts, and options for multi-statement reporting of impacts of actions and market instruments in corporate greenhouse gas accounting

VERSION 3 - REQUEST FOR INFORMATION

March 2026

（出典）AMI-Phase1-WhitePaper-RFI

GHGプロトコル改定の動向について

White Paper（Ver.3） によると、GHG Protocol AMIでは、物理的GHGインベントリを補完する「マルチステートメント型」の報告構造が検討されています。

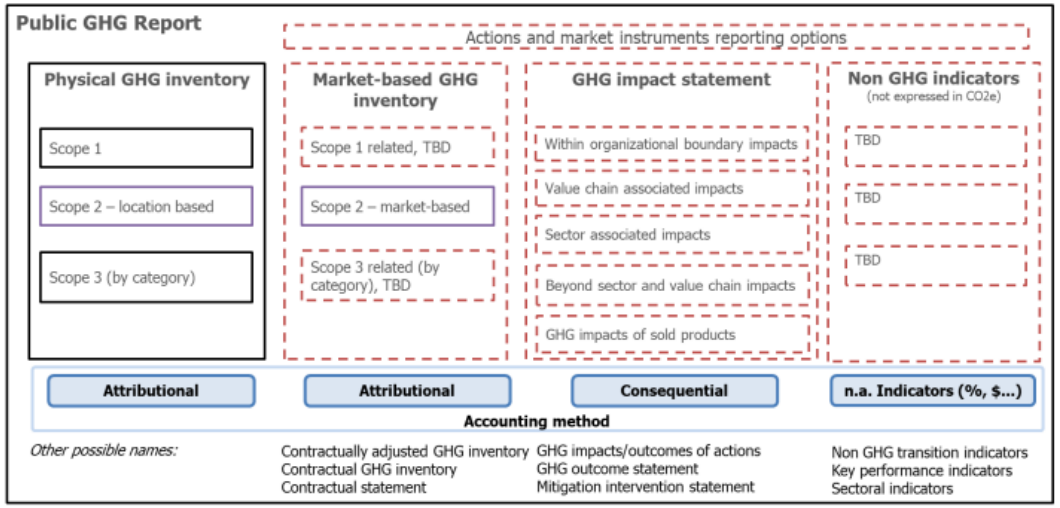
1. **物理的GHGインベントリ**
 Physical GHG inventory
 → 帰属的会計 （Attributional）

2. **マーケットベースGHGインベントリ**
 Market-based GHG inventory
 → 帰属的会計 （Attributional）

3. **GHGインパクト・ステートメント**
 GHG impact statement
 → 結果的会計 （Consequential）

4. **非GHG指標**
 Non-GHG indicators
 → KPIベース （KPIs）

Figure 6. Reporting statements under consideration



（出典）AMI-Phase1-WhitePaper-RFI

GHGプロトコル改定の動向について

各ステートメントの概要は以下のとおりです。

ステートメント	位置づけ・特徴	目的	会計手法	Phase 2の主な論点
1 **物理的GHGインベントリ** 帰属的会計（Attributional）	• 企業GHG会計の基盤 • Scope 1～3の年次排出を物理的関係で配分	• 包括的な算定・開示 • 削減目標設定と進捗管理の基礎	• 帰属的会計 • 基準年比で追跡 • スコープ間の二重計上なし	• 物理的追跡を満たすマーケット手法（証書・契約）の範囲を定義
2 **マーケットベースGHGインベントリ** 帰属的会計（Attributional）	• ①を補完 • 適格な契約に基づき配分（契約的な追跡）	• ①に含まれない契約的な脱炭素行動を算定・報告	• 帰属的会計 • Scope 2の手法を活用し、Scope 1・3へ新手法を導入	• 手法評価・品質要件 • 残余排出係数で二重計上を回避
3 **GHGインパクト・ステートメント** 結果的会計（Consequential）	• 行動の排出影響（回避・削減・除去）を報告　回避排出（＝削減貢献量）・カーボンクレジットなど	• 緩和成果を定量化 • ①に反映されない投資・緩和を促進	• 結果的会計 • ベースライン比で推計 • 品質基準（追加性・永続性等）	• 追加性・品質基準、二重主張対応、ベースライン選定等
4 **非GHG指標** KPIベース （KPIs）	• CO2eで表せない指標を標準化　緩和プロジェクトへの資金拠出、低炭素製品の売上・調達割合、再エネ購入など	• 指標で緩和進捗を報告	• 指標ごとに異なる • 基準年値・参照レベルを設定（CO2e換算なし）	• 妥当性・標準化の程度、移行計画との連動、投資KPIの適格性

（出典）AMI-Phase1-WhitePaper-RFI をもとに作成。

最後に（SBTiが実施しているアンケートのご紹介）

現在SBTiが、高排出セクター向けのアンケートを実施しています。関心のある方は回答を検討ください。
（後日、GVCメンバーの皆様向けにご案内のメールをお送りいたします。）

SBTiサイト（アンケート周知）

Do you work in a high-emitting sector? Then the SBTi wants to hear from you. You are invited to complete this survey to inform and guide the evolution of our work for high-emitting companies.

This call for evidence is the start of our new structured engagement program with companies as part of our 2026-2030 strategy. It is designed to close the gap between SBTi's science-based requirements and the operational realities facing high-emitting companies today. Our aim is to gather high-quality, real-world data and evidence to enable the development of truly fit-for-purpose sector resources.

Estimated time: ~30 minutes
Confidentiality: All responses are strictly confidential
Deadline: Submit your response by September 11, 2026
Sectors in scope: Aluminium, Aviation, and Steel (as well as other heavy emitting sectors)

All updated and new resources will go through extensive scrutiny, including stakeholder feedback and pilot testing. Those wishing to participate in these activities can indicate their interest in the survey; expressions of interest should be submitted by July 31, 2026. The survey will remain open until September 11, 2026.

Take part in developing SBTi Standards - Science Based Targets Initiative

アンケートURL：Call for Evidence: High-emitting sectors

回答の対象となる業種：
アルミニウム、航空、鉄鋼（およびその他の排出量の多いセクター）
期限：
2026/9/11

ご清聴ありがとうございました